



相許可第B0213号 一般廃棄物処分業
相模原市指令（廃指一）第49号

一般廃棄物処分業許可証

住 所 神奈川県相模原市中央区田名塩田一丁目17番13号
氏 名 株式会社日本フードエコロジーセンター
代表取締役 高橋 巧一

一般廃棄物処分業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、次のとおり許可する。

令和7年9月29日

相模原市長 本村 賢太郎



事業所の所在地及び名称	相模原市中央区田名塩田一丁目17番13号 株式会社日本フードエコロジーセンター
取り扱い廃棄物の種類	一般廃棄物（生ごみ）
営業の区域	相模原市域内
処理料金	相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例第45条第1項に規定する額の範囲内
許可期間	令和7年10月1日から令和9年9月30日まで
条件	裏面許可条件のとおり



許 可 条 件

- 1 市長は、許可事項に変更を要する事情が生じた場合これを変更する。また、許可を受けた者が許可事項の変更を必要とする場合は、相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例等の施行規則第34条第2項及び第3項に基づき手続きをしなければならない。
- 2 許可記載事項のほか廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例（昭和47年相模原市条例第12号）等の規定、又は市長の指示に従って適正に清掃業務を行わなければならない。
- 3 市長の必要に応じ清掃業務の報告、資料の提出等を求められたときは、これに応じなければならない。
- 4 2の事項に違反したときは、許可を取り消すものとする。
- 5 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 6 許可証を紛失し、き損し、又は汚損したときは、市長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。
- 7 許可証記載事項の営業区域を変更する場合は、市長に申請して許可を受けなければならない。
- 8 処理施設
破砕・発酵施設 49 t／日（24時間）
ただし、一般廃棄物及び産業廃棄物の処理量の合計が、日量49 tを超えないこととする。
神奈川県相模原市中央区田名塩田一丁目17番13号

変 更 事 項
令和7年10月1日 許可更新

(不服申立て等の教示)

この処分について不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に相模原市長に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に相模原市を被告として提起することができます。